

四万十市教育委員会告示第11号

四万十市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱を制定する告示を次のように定める。

令和8年4月1日

四万十市教育委員会

四万十市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン(令和7年12月文部科学省)の地域クラブ活動に関する認定制度(以下「認定制度」という。)に基づき、教育委員会が地域クラブ活動の認定を行うにあたり必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 地域クラブ活動の認定を受けるにあたり満たすべき要件は、別紙1のとおりとする。  
2 地域クラブ活動の指導者の認定を受けるにあたり満たすべき要件は、別紙2のとおりとする。

(認定申請)

第3条 地域クラブ活動の認定を受けようとする運営団体又は実施主体(以下「申請者」という。)は、四万十市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書(様式第1号)(以下「誓約書兼申請書」という。)、四万十市認定地域クラブ活動認定要件確認書(様式第2号)及び四万十市認定地域クラブ活動指導者登録申請書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。  
2 教育委員会は、申請内容を審査するため、申請者に必要な書類の提出等を求めることができる。

(認定手続)

第4条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ申請内容を審査し、第2条の認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。  
2 教育委員会が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第2条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。  
3 第1項の規定により認定を受け、又は前項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動は四万十市認定地域クラブ活動(以下「認定地域クラブ活動」という。)と、指導者は四万十市認定地域クラブ活動指導者(以下、「認定指導者」という。)と呼ぶものとする。

(認定又は不認定の通知)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしたときは、四万十市認定地域クラブ活動認定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。  
2 教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしないこととしたときは、四万十市認定地域クラブ活動不認定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の年度末までとする。

(変更の届出)

第7条 申請者は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに四万十市認定地域クラブ活動変更の届出書（様式第6号）により教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

(休止の届出)

第8条 申請者は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに四万十市認定地域クラブ活動休止の届出書（様式第7号）により教育委員会に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第9条 申請者は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに四万十市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書（様式第8号）により教育委員会に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 教育委員会は、認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- (1) 不正な手段等により認定を受けたとき
  - (2) 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
  - (3) 申請者から前条の規定により認定取消しの申出があったとき
- 2 教育委員会は、第1項の規定により認定を取り消したときは、四万十市認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

(認定地域クラブ活動に対する指導助言等)

第11条 教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

(認定地域クラブ活動に対する支援)

第12条 教育委員会は、認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 生徒・保護者等に対する情報提供
- (2) 地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の利用等）
- (3) 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進
- (4) その他、教育委員会が必要と認める支援

(認定指導者)

第13条 教育委員会は、誓約書兼申請書に記載された指導者を認定指導者として登録し、登録の有効期間は第6条の規定に準ずるものとする。

- 2 認定地域クラブ活動の代表者は、所属する指導者の毎月の指導実績に関して指導報告書を、教育委員会が指定する日までに提出するものとする。
- 3 教育委員会は、前項の報告に基づく指導者の活動に対して、月ごとに謝金および旅費交通費を支払うこととし、支払方法は、月末締め切り、翌月支払とする。
- 4 謝金及び旅費交通費の支給対象となる指導者は、認定指導者として登録された者に限る。ただし、第2条第2項に規定する要件のうち、当該年度内に開催される研修の受講を確約した者は、研修受講日までを猶予期間として支払対象とみなす。

(個人情報の取り扱い)

第14条 本要綱により取得した個人情報は、認定に関する事務に使用するほか、必要に応じて生徒が所属する学校等に提供することがある。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 原則として令和8年度末までの間は、認定を受けようとする地域クラブ活動が第2条第1号に掲げる認定要件のうち、別紙1(2)、(5)又は(7)を満たしていない場合であっても、教育委員会が当該地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対して活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うことにより認定を受けたものとみなすことができるものとする。

地域クラブ活動の認定要件

**(1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること**

- ・生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること
- ・教育委員会が定める対象区域内に居住する中学校生徒を主な対象とした活動であること。また、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと
- ・経験の有無の差による選抜等を行わず、初心者から経験者まで参加を希望する生徒を広く受け入れること

**(2) 適切な活動時間や休養日が設定されていること**

- ・生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上休養日を設定し、年間活動は45週内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること（大会等参加時は、別の活動日を休みに振り替えるなどして柔軟に対応）
  - 活動時間：平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度
  - 週当たり活動時間：11時間程度の範囲内
- ・一定期間のオフシーズンを設定すること（学業優先とし、夏休み等の閉庁期間、定期試験期間、学校行事など年間7週設定、その他指導者不在時や気象状況等により別途自粛期間を設定）
- ・毎月及び年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）を策定し、公表していること
- ・引退時期のない継続的な活動が可能であるが、学業に支障が出ない範囲とすることを徹底すること

**(3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること**

- ・国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等を設定すること

**(4) 適切な指導の実施体制が確保されていること**

- ・地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること
- ・教育委員会が定める研修を受講し、登録された指導人材が活動に携わること
- ・大会等参加のために必要な指導者資格を有する指導者がいること
- ・持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること

- ・指導者にとっても過度な負担とならないよう、交代での指導や保護者等の協力を得るなど、ワークライフバランスに配慮すること

#### (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること

- ・生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- ・教育委員会、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- ・保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- ・参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

#### (6) 適切な運営体制が確保されていること

- ・次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること
  - 団体の目的
  - 役員（代表、副代表、会計、監事）の選任・解任に関すること
  - 総会の運営など団体の意思決定に関すること
  - 会員の入退会、参加費等に関すること
  - 予算・決算の審議・承認に関すること
- ・公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
- ・営利を主たる目的とせずに運営すること
- ・大会・コンクール等に参加する場合には、その運営に積極的に協力すること
- ・活動開始から少なくともその年度末までは継続して活動を維持できること

#### (7) 学校等との連携が適切に行われていること

- ・地域クラブ活動の活動方針やスケジュール等、また生徒の活動状況や活動実績等について生徒の在籍する中学校等と共有するとともに、情報を適切に管理すること
  - ※地域クラブへの入会時に、教育委員会や生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて生徒の保護者の同意を得ていること
- ・教育委員会が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（体験会や中学校等入学時のオリエンテーション、地域クラブ活動の実施状況等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- ・活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、教育委員会や学校との必要な連絡調整を行うこと
- ・部活動改革に伴い完全に地域展開が完了するまでの当面は、過渡期ゆえに諸課題が常に起こり得ることを理解し、持続可能な活動に向けて教育委員会及び関係者と共に解決を図ることに協力すること

地域クラブ活動指導者の認定要件

認定地域クラブ活動において指導者は、暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切な行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう指導を行うものとする。

次のすべての要件を満たす者を、認定地域クラブ活動の指導者とする。

- (1) 中学生年代を対象とし、学校部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動である地域クラブ活動で指導することを理解し、そのために必要な資質・能力を備えた者であること
  - 成人（18歳）に達していること
  - 指導する運動競技及び文化芸術活動の経験を有していること
  - 教育委員会が定める研修をはじめ、指導に必要な研修等を受講すること
- (2) 国や県のガイドライン、四万十市における部活動改革基本方針を理解し、生徒の健康、安全の確保に努め、生徒に対し適切な指導をすること
- (3) 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許されないことを誓約すること
- (4) 以下のいずれにも該当しない者
  - ①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ②暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
  - ③過去に暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

四万十市教育長 様

団体名

代表者氏名

四万十市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書

四万十市認定地域クラブ活動に申請するに当たり、次の事項を誓約の上、四万十市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱第3条第1項の規定により申請します。

（誓約事項）

- 1 四万十市認定地域クラブ活動及び指導者の認定要件を遵守し、本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。
- 2 申請内容のうち認定に係る事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は速やかに届け出ます。
- 3 教育委員会からの指導助言があった場合は、真摯に対応します。
- 4 円滑な地域展開に向け、認定地域クラブ活動として団体の概要や活動計画等を市のホームページ等で公表することに同意します。

## 別紙

## 団体の概要

1	団体名（ふりがな）	
2	代表者氏名（ふりがな）	
3	団体の所在地、連絡先	〒
		TEL :
		E-mail :
	事務担当者連絡先	氏名 :
		TEL :
		E-mail :
4	活動種目	
5	活動内容	
6	活動場所	
7	参加者数	全体 名（うち、中学生 名）
8	団体での受入対象	小学生未満 小学生 中学生 高校生 成人
9	活動時間及び活動場所	活動時間 :
		活動場所 :
10	参加費、保険料などの受益者負担	参加費 : 円/月
		保険料 : 円/年
		その他 : 円/月（保護者会費など）
11	添付書類	① 四万十市認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第2号） ② 団体の規約または会則等 ③ 地域クラブ活動の活動計画書 ④ 地域クラブ活動に係る収支計画書（地域クラブ活動の実施主体等が個人事業主や株式会社等の場合のみ）

指導者名簿

1 主たる指導者（指導補助・運営事務担当者含む）

	役職	氏名	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※主たる指導者は、認定地域クラブ活動指導者登録申請書（様式第3号）を提出すること。

参加生徒名簿

( 男子 ・ 女子 )

	氏名	在籍校	学年	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

※不足する場合は行を追加すること。

四万十市認定地域クラブ活動認定要件確認書

**(1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること**

- 生徒の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること
- 教育委員会が定める対象区域内に居住する中学校生徒を主な対象とした活動であること。また、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと
- 経験の有無の差による選抜等を行わず、初心者から経験者まで参加を希望する生徒を広く受け入れること

**(2) 適切な活動時間や休養日が設定されていること**

- 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上休養日を設定し、年間活動は45週内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること（大会等参加時は、別の活動日を休みに振り替えるなどして柔軟に対応）
  - 活動時間：平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度
  - 週当たり活動時間：11時間程度の範囲内
- 一定期間のオフシーズンを設定すること（学業優先とし、夏休み等の閉庁期間、定期試験期間、学校行事など年間7週設定、その他指導者不在時や気象状況等により別途自粛期間を設定）
- 毎月及び年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）を策定し、公表していること
- 引退時期のない継続的な活動が可能であるが、学業に支障が出ない範囲とすることを徹底すること

**(3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること**

- 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等を設定すること

**(4) 適切な指導の実施体制が確保されていること**

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること
- 教育委員会が定める研修を受講し、登録された指導人材が活動に携わること
- 大会等参加のために必要な指導者資格を有する指導者がいること
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること
- 指導者にとっても過度な負担とならないよう、交代での指導や保護者等の協力を得るなど、ワークライフバランスに配慮すること

#### (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- 教育委員会、地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

#### (6) 適切な運営体制が確保されていること

- 次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること
  - 団体の目的
  - 役員（代表、副代表、会計、監事）の選任・解任に関すること
  - 総会の運営など団体の意思決定に関すること
  - 会員の入退会、参加費等に関すること
  - 予算・決算の審議・承認に関すること
- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
- 営利を主たる目的とせずに運営すること
- 大会・コンクール等に参加する場合には、その運営に積極的に協力すること
- 活動開始から少なくともその年度末までは継続して活動を維持できること

#### (7) 学校等との連携が適切に行われていること

- 地域クラブ活動の活動方針やスケジュール等、また生徒の活動状況や活動実績等について生徒の在籍する中学校等と共有するとともに、情報を適切に管理すること
  - ※地域クラブへの入会時に、教育委員会や生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有・照会することについて生徒の保護者の同意を得ていること
- 教育委員会が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（体験会や中学校等入学時のオリエンテーション、地域クラブ活動の実施状況等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、教育委員会や学校との必要な連絡調整を行うこと
- 部活動改革に伴い完全に地域展開が完了するまでの当面は、過渡期ゆえに諸課題が常に起こり得ることを理解し、持続可能な活動に向けて教育委員会及び関係者と共に解決を図ることに協力すること

上記、要件を確認しました。

年 月 日

四万十市教育長 様

団体名

代表者氏名

様式第3号 (第3条第1項関係)

四万十市認定地域クラブ活動指導者登録申請書

申請日： 年 月 日

ふりがな		生年月日	年 月 日
氏名		年齢	歳 (申請日時点)
住所			
連絡先	TEL :	※日中連絡が取れる連絡先	
	E-mail :		
勤務先	名称 :		
	所在地 :		
勤務先からの承認	<input type="checkbox"/> 了承済み <input type="checkbox"/> これから確認する <input type="checkbox"/> 事業主のため確認不用 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
指導可能な競技等			
指導可能な競技等の活動歴・指導歴	活動団体・年数	名称 :	
		年数 :	年 ( 年 月 ~ 年 月 )
指導可能な競技等の活動歴・指導歴	指導団体・年数	名称 :	
		年数 :	年 ( 年 月 ~ 年 月 )
保有資格・免許	指導者資格 :		
	審判資格 :		
	教員免許等 :		
指導可能地域	<input type="checkbox"/> 市内 <input type="checkbox"/> 市外 <input type="checkbox"/> 県内		
指導可能時間帯	<input type="checkbox"/> 土曜午前 <input type="checkbox"/> 土曜午後 <input type="checkbox"/> 日曜午前 <input type="checkbox"/> 日曜午後 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> 平日 ( 曜日 : ~ : )		
動機			

# 誓約書

私は、

- 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許しません。

また、以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することはありません。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
- 過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

年 月 日

住 所

氏 名

様式第4号（第5条第1項関係）

年 月 日

様

四万十市教育長

四万十市認定地域クラブ活動認定通知書

年 月 日付で申請のあった四万十市認定地域クラブ活動の認定申請について、「四万十市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第5条第1項の規定により下記のとおり認定します。

記

1. 地域クラブ活動の名称

2. 認定期間 年 月 日～ 年 月 日

3. 留意事項  
（※必要に応じて記載）

様式第5号（第5条第2項関係）

年 月 日

様

四万十市教育長

四万十市認定地域クラブ活動不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった、四万十市認定地域クラブ活動の認定申請について、下記理由により認定しないこととしましたので「四万十市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第5条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 不認定の理由

四万十市教育長 様

団体名

代表者氏名

四万十市認定地域クラブ活動変更の届出書

年 月 日付で四万十市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたため、「四万十市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第7条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 変更事項
3. 変更年月日
4. 変更内容 (新)  
(旧)
5. 変更の理由

四万十市教育長 様

団体名

代表者氏名

四万十市認定地域クラブ活動休止の届出書

年 月 日付で四万十市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、活動を休止するため、「四万十市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第8条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 活動休止予定期間
3. 休止の理由

四万十市教育長 様

団体名

代表者氏名

四万十市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書

年 月 日付で四万十市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、「四万十市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第9条の規定により下記のとおり四万十市認定地域クラブ活動の認定取消しを申し出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 認定取消しの申出の理由

年 月 日

様

四万十市教育長

四万十市認定地域クラブ活動認定取消通知書

年 月 日付けで四万十市認定地域クラブ活動として認定した（地域クラブ活動の名称）について、下記理由により認定を取り消すこととしましたので「四万十市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」第10条の規定により通知します。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 認定取消しの理由